

分限免職処分取消請求事件について

事案の概要

本件は、上告人（長門市）の消防職員であった被上告人が、任命権者である長門市消防長から、地方公務員法28条1項3号に該当するなどとして分限免職処分（以下「本件処分」という。）を受けたのを不服として、本件処分の取消しを求める事案である。

原判決によれば、本件処分の基礎とされた被上告人の行為は、大要、次のようなものであった。

《原判決の認定した被上告人の行為の概要》

時期	平成20年～29年
件数等	市の消防職員全体の4割以上に当たる29人に対し、合計83件
行為態様	重さ約2.3kgのバーベル用の重りを放り投げて頭で受け止めさせるなどの暴行、暴言、卑わいな言動、プライバシー侵害など

〔参考〕

地方公務員法28条1項

職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

3号 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

原判決及び争点

- ◇ 原判決（広島高裁）は、被上告人につき地方公務員法28条1項3号に該当すると判断したものの、要旨次の理由により、本件処分は違法であると判断した。

（理由）

上告人の消防組織においては、公私にわたり職員間に濃密な人間関係が形成され、ある意味で開放的な雰囲気は従前から醸成されていたほか、職務柄、上司が部下に対して厳しく接する傾向にあり、被上告人の行為も、こうした独特な職場環境を背景として継続されたものというべきであるし、被上告人には、本件処分に至るまで、自身の行為について省察し、これを改める機会もなかった。

こうしたことからすると、被上告人の行為は、単に被上告人個人の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等にのみ基因して継続されたものとはいい難く、被上告人を分限免職処分とするのは重きに失する。

- ◇ 当審においては、本件処分が違法であったとした原審の判断の当否が問題となる。